

# オーナーさまのコラム

「歴史に残る毒物語」

## 第2話「毒にもなれば 薬にもなる」とは

「毒」と「薬」は紙一重、扱いによってはとんでもないことに……

そこで「毒」と「薬」の相関関係を簡略表示しますと、

無効量	薬用量	中毒量	致死量 (LD50)
-----	-----	-----	------------

となります。

さらに「毒」を「薬理作用」によって分類しますと、

分類	定義	物質名 (代表例)
血液毒	血中ヘモグロビンに作用して酸素運搬を阻害	一酸化炭素 (CO)
酵素毒	特定酵素系を阻害	青酸化合物
神経毒	神経系の機能を阻害	アルコール、モルヒネ、サリン、フグ毒、ハブ毒
実質毒	肝臓、腎臓などの臓器を障害	リン、水銀、鉛、きのこ毒
腐蝕毒	細胞を融解・凝固させる	塩酸、硫酸、カセイソーダ、アンモニア
発癌毒	発癌物質	アフラトキシン、ニコチン
遅延毒	催奇形性の毒	サリドマイド

同じ毒でも相手によって「毒」になったり「無毒」であったりします。例えば、神経伝導作用を阻害する有機リン製剤（農薬）は人間や昆虫には猛毒ですが、神経系のない植物には無毒となります。

「毒」に関する知識は意外と知られていませんが、ご理解されると大変お役に立つと思います。

今回は「身近な植物由来の毒」です。

真野美容専門学校 学科講師 薬剤師 内藤 良太

# 社員のフログ

～旅行の難易度攻略法～

旅行が好きなのか、ただの貧乏性なのか…。三連休以上が叶うと、家で過ごしてられず、旅行に出かけるのがお決まりです。

信和不動産に勤めて今年で10年。普段は連休が取れても基本的に最大二連休まで（人出の少ない街を楽しめる“平日休み”の恩恵との引き換えですね）なので、三連休以上の長期休暇となる、お正月休み、G. W.、お盆休みには毎年どこかに足を運んできました。ただ、我が家は旅行業界でいうところの「ハイシーズン」ということもあり、なかなか同行者を募れないのが辛いところ…。という訳で、恒例のひとり旅決行！となるわけです（社会人になってから、旅行はもっぱらひとり旅です）。ひとり旅であれば、予算だって、行き先だって自分の決断ひとつで自由自在。かくして毎年楽しい旅行に出かけられましたとさ…と紙面を残して話が終わりそうになってしまいましたが、そうは問屋が卸しません。

ひとり旅って、とにかく宿が取りにくいのです。最近「おひとり様プラン」なんていうものも出てきて、以前より“ひとり旅派”に優しくなってきたなあと感じてはいますが、旅行会社さんのパックツアーの選択肢は少ないし、ビジネスホテル以外の宿は、そもそもひとりで泊まるのが難しかったりします。

なかでもお正月休みのひとり旅の難易度はかなりのもの。入社以来、毎年なんとか友人を口説いて年末年始の旅行に同行してもらっていました。「温泉でのんびりしない？」が決め台詞。けれど、毎年友人を口説くのにも行き詰まり、ここ数年、「年始に両親と温泉旅行」が定番となりつつあります。いろいろな温泉宿を知っている両親なので、ふたりが泊まったことのある宿に連れて行ってもらったり、わたしのリクエストに応じて宿を決めてもらったり。この文章を書いているのは10月。そろそろ相談をしなければ…！ 行き先のご報告はこのだいたらぼっちがお手元に届くころに。

売買部 中村美海

## 税務 困ったこと 相談 (無料) !!

懇切丁寧にわかりやすく実益を目指して。お気軽に信和不動産までご相談下さい。

社長 小林幸孝 (上級相続アドバイザー)

地域生活情報誌  
Vol. 149

2019  
新年号



## 創業 昭和25年

お部屋探しは

**信和のホームページで!!**

皆様の多様なニーズに即応します。

<https://www.0007.co.jp>

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

私達の喜びは

お客様の笑顔です



## 信和不動産株式会社

東松原本店 (井の頭線東松原駅前)  
世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階  
TEL (03) 3323-0521  
TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店 (小田急線梅ヶ丘駅前)  
世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階  
TEL (03) 3425-6145

Dramatic Communication

**アパマンショップ**  
NETWORK

<信和グループ>

アパマンショップ東松原店  
株式会社レントネット信和  
(井の頭線東松原駅前)

世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階  
TEL (03) 3321-2123

# 年頭のご挨拶

明けましておめでとうございます。

日頃「だいたらぼっち」をご愛読いただき、更に弊社にひとかたならぬご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

『家族信託』という言葉をご存知でしょうか。聞いたことがないという方も多くいらっしゃると思いますので、年初めにご紹介させていただきます。『家族信託』は近年、特に相続対策の遺言・成年後見制度との比較で脚光を浴びています。現在、相続対策、認知症対策で非常に有効だと言われている財産管理方法が『家族信託』なのです。

「信託」と言えば、「投資信託」を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、『家族信託』は、「投資信託」とは全く異なり、誰でもお使いいただけるととても便利な仕組みです。特に、「高齢者の方の認知症対策」に非常に有効です。登場人物は、財産をお持ちの方(委託者)、委託者から託された財産を管理・運営・処分する方(受託者)、そして、託された財産から管理・運営・処分の利益を得る方(受益者)の三名です。受託者は、委託者が元気なうちに信頼できる人物に任せるのが望ましいでしょう。前述の三名の間で締結された信託契約に基づき、財産の名義が受託者に移るため、もともとの所有者である委託者が例えば認知症になったとしても、契約の中で決めた権限において、受託者が財産の管理や処分を行うことが出来ます。一方で、財産の名義を預けているだけですから、受託者に贈与税や不動産取得税はかかりません。

遺言と成年後見制度には限界があります。遺言は遺言者の死亡時に効力が生じるので、認知症のような判断能力がない状態では効力が生じず、財産の管理処分を行えません。

成年後見制度は本人の財産を本人のために維持管理することが目的のため、原則、借入や担保提供は出来ません。また、家族(子、孫)への贈与(お年玉、お小遣い)もできなくなります。

アパートオーナー様が高齢になられた場合の資産管理を想定して考えてみましょう。

物忘れが出始めたオーナー様、認知症が心配です。実際に認知症が発症し、程度が進んだのに何もしなかった場合、アパートの賃貸管理、大規模修繕・売却処分・建替え等のアパートの管理や処分ができなくなります。つまり、相続対策が出来なくなるのです。成年後見制度も同様です。本人にとって意味のある合理的な理由のある支出しか認められず、相続対策のためにアパートを建替えるようなことができません。

『家族信託』を利用し、受託者を長男とした場合、長男が財産の管理処分権限を持つため、アパートの賃貸借に関する契約行為の他、大規模修繕や建替え、売却を行うことが出来ます。もちろん、メリットばかりではありません。詳細はお問い合わせください。

弊社は『お客様に感動を与える仕事をする』をテーマにしておりますので、皆様のお役に立つべく、今年も新しいことに挑戦して参ります。

代表取締役 小林幸孝

# 円満相続シリーズ

## 相続の目的は相続人の幸せ



Aさん夫婦は数年にわたり、寝たきりの父親を在宅介護しました。父親のベッドにはナースコールがついています。尿意や不具合があると真夜中でも夫婦の部屋のブザーが鳴ります。24時間介護を強いられている夫婦の苦勞は並大抵のものではありません。

父親の主な財産は自宅の土地建物です。父親は「全財産を長男Aに相続させる」との公正証書の遺言を作成していました。父親は亡くなり、相続人はAさんと姉と弟の3人です。姉は嫁入り支度など生前贈与を受けています。弟も住宅資金の援助を受けています。

弟は「兄貴や義姉さんが親父の介護をしてくれた。自分と姉は何もしなかった。住宅資金の援助も親父から受けている。遺言は納得したから相続手続きを進めてほしい。」とのことでした。

ところが姉は「私にも権利がある」と、遺留分を主張してきました。遺言を執行したら遺留分減殺請求をすると言っています。Aさんは困ってしまい私のところへ相談に見えました。

遺留分減殺請求の内容証明は宣戦布告と同じです。届いた瞬間に兄弟姉妹の縁は切れてしまいます。Aさんには遺言を放棄し、遺産分割の話し合いで自宅を相続することをアドバイスしました。こちらが一步譲ったので姉も半歩引いてくれました。払える範囲の代償金で決着がつき、姉との関係も切れることなく今に至っています。

私の相続セミナーを受講し感動したBさんが、この先生ならと相談に見えました。推定相続人はBさんと姉の2人です。

親の財産は預貯金と自宅、借金付アパート数棟です。姉は何を思ったか親を取り込み、全財産を1人で相続すると言っています。父親に遺言を作る意思はありません。Bさんは親の財産は相続しなければと思い込んでおり、姉のことで深刻に悩み、憂いた日々をモンモンと過ごしています。

話を聞いてみると、節税対策が優先され納税対策が置き去りにされています。このままでは相続税が払えません。難度の高い相続処理となります。姉は欲が邪魔して現実が見えません。Bさんには子供がいません。固有財産もあり奥様と生活していく分には事足ります。独り占めすると言っているなら、あげてしまえば……。相続から離脱し、相続人でなくなってしまうと一切の煩わしさから解放されます。選択肢に相続放棄がなかったBさんは目からウロコです。

Bさんの表情は、見るみる穏やかになりなりました。揉める相続から離脱してしまい、自分達の幸せを守ることも立派な相続対策です。

長年「禅」の修行を続けている司法書士N氏の言葉です。「譲ることは⇒問題が頭から離れ離脱することができる⇒離脱できれば穏やかな心でいられる⇒だから幸せになれる。」大いに納得しました。

相続の目的は「相続人の幸せ」です。相続で不幸になってしまったら意味がありません。相続は幸せになってナンボの世界です。相続人の幸せを心から考え、その相続問題の本質を見極め、相続人を幸せの道へ導いて差し上げる。相続実務で一番大切なことです。

NPO 法人相続アドバイザー協議会相談役 野口 賢次